

経済産業省資源エネルギー庁総合政策課
パブリックコメントご担当 御中

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（案）」に対する意見

[氏名] NPO 法人気候ネットワーク 代表 浅岡美恵
（*団体としての意見です。）

[住所] 京都市中京区高倉通り四条上る高倉ビル 305

[電話番号] 075-254-1011

[FAX番号] 075-254-1012

[電子メールアドレス] kyoto@kiconet.org

[意見]

1. 該当箇所 再生可能エネルギー源の定義 法第2条第3項関連

<意見内容>

再生可能エネルギーの定義の中に「地熱、太陽熱等の自然界に存する熱」とあるが、「地熱、太陽熱」との限定的表記にするべきである。

<理由>

「地熱、太陽熱等の自然界に存する熱」とは非常にあいまいな表記だが、エアコンや給湯器のヒートポンプを「空気中の熱」などといって、太陽光や風力、バイオマスなどの本来のいわゆる「再生可能エネルギー」と同等に扱えるような解釈とならないよう、表記上徹底すべきである。

以上